

監査報告書

平成 29 年 5 月 11 日

社会福祉法人 若葉保育所

理事長 瓜生幸樹 殿

監事 矢野定延

監事 阪本好啓

私たち監事は、社会福祉法人 若葉保育所の定款第 18 条（監事の職務及び権限）及び、第 32 条（事業報告及び決算）の規定により平成 28 年度の監査を行いました。

事業報告等は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。又、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。